

# (新規) 朱鞠内湖、宇津内湖及び流入河川 遊漁規制区域

## 【禁止区域】 (周年)

- 1 基点第1号と基点第2号を結んだ線から東側の区域
- 2 基点第3号と基点第4号を結んだ線から西側の区域
- 3 基点第5号と基点第6号を結んだ線から東側の区域
- 4 基点第7号と基点第8号を結んだ線から西側の区域
- 5 基点第9号と基点第10号を結んだ線から南側の区域
- 6 基点第11号と基点第12号を結んだ線から東側の区域

(1月10日～4月10日)

7 基点第23号、基点第24号を結んだ線から南側の区域のうち、基点第8号、基点第15号、基点第14号、基点第13号、基点第16号、基点第17号及び基点第18号を順に結んだ線と湖岸に囲まれた区域を除いた朱鞠内湖の区域、基点第9号、基点第10号を結んだ線から北側の区域のうち、ウツナイ川との合流点に至る宇津内湖の区域

(5月1日～12月10日及び1月10日～4月10日は遊漁者船舶乗入れ禁止)

8 基点第19号、基点第20号、基点第21号、基点第22号の各点を順次に結んだ線から南側を除いた区域

(5月1日～5月20日及び1月10日～4月10日)

9 基点第23号、基点第24号を結んだ線から北側の区域から、泥川の白樺橋までの区域、プトカマベツ川の母子里橋までの区域、モシリウンナイ川の子鞠内橋までの区域、モシリウンナイ川支流のテセイルテシュベ川のモシリウンナイ川合流部から里見橋の区間、及びウツナイ川のウツナイ湖合流点からイワナ橋までの区域の本支流

(周年)

10 ウツナイ川のイワナ橋から上流の本支流、泥川の白樺橋から上流の本支流、プトカマベツ川の母子里橋から上流の本支流、陰の沢川の本支流、及びモシリウンナイ川の子鞠内橋から上流の本支流、ただしモシリウンナイ川支流のテセイルテシュベ川はモシリウンナイ川合流部から里見橋の区間は除く

○ 北海道漁業調整規則により朱鞠内湖及び宇津内湖に流入する河川のヤマベは採捕禁止。

○ 北海道漁業調整規則により朱鞠内湖及び宇津内湖でのヤマベ(サクラマス)は5月1日～5月31日まで採捕禁止。

凡 例

- 周年禁漁区域 ※湖及び河川
- 期間禁漁区域 ※湖及び河川  
(5月1日～5月20日及び1月10日～4月10日まで)
- 期間禁漁区域  
(1月10日～4月10日まで)
- 周年採捕区域
- 船舶規制区域  
(点線を結んだ北側の区域)

○ 朱鞠内湖及び宇津内湖と流入河川は12月11日～1月9日及び4月11日～4月30日までは上記に関わらず禁漁とする。

○ イトウ及びヤマベは5月1日～12月10日まではキャッチアンドリリースする。

○ 5月1日～5月31日までワカサギのたもちは禁漁とする。

